

修正箇所	修正案	理由
<p>①</p> <p>Ⅱ. 最終処分法で定められた要件の具体化</p> <p>2.6「避ける」基準への該当性の確認の仕方について</p> <p>p.8 図6</p> <p>「それぞれの時点で得られている情報に基づき、適切に考慮」とされていることから、中深度処分の規制資料などから、現地調査まで含めた調査・評価の方法を把握し、これらを踏まえて基準化する。</p>	<p>○以下のように修正されたい。</p> <p>P8 2.6 2行目 図6（真ん中）</p> <p>・<u>「考慮事項」は、概要調査地区等の選定時において、それぞれの時点で得られている情報に基づき、適切に考慮とされている。また、中深度処分などの規制において、現地調査まで含めた調査・評価の方法がこれまでに整備されている。中深度処分の規制資料などから、現地調査まで含めた調査・評価の方法を把握し、これらを踏まえて基準化する。</u></p>	<p>・中深度処分の規制基準で規定されている調査・評価に基づけば、文献調査の段階において、避けるべき断層を判断できるかのような誤解をあたえるため。</p>

<p>②</p> <p>Ⅲ. 項目ごとの基準</p> <p>1.2 基準の考え方 p. 11</p> <p>「考慮事項」に示された、「規模が大きい断層」についても、断層コアの部分があると考えられる。「規模が大きい」については、地表での分布長がおおむね 10km 以上のものを網羅的に抽出した文献を参考に、「地表における延長がおおむね 10km 以上」であることを目安とする。</p>	<p>○以下のとおり修正されたい。</p> <p>「考慮事項」に示された、「規模が大きい断層」についても、断層コアの部分があると考えられる。<u>文献調査段階の評価の考え方では「規模が大きい」については、地表での分布長がおおむね 10km 以上のものを網羅的に抽出した文献を参考に、「地表における延長がおおむね 10km 以上」であることを目安とする。</u></p>	<p>・考慮事項では「規模が大きい断層」について中深度処分の基準の定義を参考にしており、文献調査段階の評価の考え方の定義とは異なる定義をしている。両者が同じ定義をしているようにみえてしまう。</p> <p>(参考 令和 4 年 8 月 24 日原子力規制委員会資料 1、パブコメ回答 No. 6)</p>
<p>③</p> <p>p. 16 図 10</p> <p>地層処分・・・においても、隆起・侵食を考慮した上で一定の深度は維持する・・・中深度処分と同様・・・</p>	<p>○以下のとおり修正されたい。</p> <p>地層処分・・・においても、隆起・侵食を考慮した上で一定の深度は維持する<u>という基本的な考え方は中深度処分と同様と考えられる。…中深度処分より更に深い深度を確保することが適当と考えられる。</u></p>	<p>・令和 4 年 5 月 25 日委員会資料 3 の 3. (3)②の引用をしていると思われるところ、地層処分に求められる深度が中深度処分と同様であるような、抜き出し方になってしまっている。</p>